

議案第117号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市手数料条例（抄）

（その他の事務に係る手数料）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、

当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)–(5) 省 略

(6) 通知カードの再交付 1件につき500円

(7)–(24) 省 略
(6) (23)